

11月は「滞納整理推進強化月間」です 市税等の納め忘れはありませんか。

市民の皆さんが納付する市税や保険料、使用料などは、防災や福祉、教育など身近な行政サービスや事業を実施する上で大切な財源です。

須崎市では、5月と11月を「滞納整理推進強化月間」と定め、市税等の納付について啓発を行うとともに、未収金の解消を目指して取り組みを強化しています。

◆市税を滞納すると

須崎市は、市民負担の公平性を確保するために、滞納対策の強化をしています。納期内に納めない人がいると、納めた人との公平性を欠くばかりでなく、市の財政運営に影響し、行政サービスに支障を来します。

このため納期内に納めない人には督促状を送付し、納付を依頼しています。それでも納付しない人に対しては、財

産の差し押さえなどの滞納処分を実施しています。滞納処分は、督促状を送付した日から10日を経過すると行うことになっていきますのでご注意ください。

また、市税の納付が納期から遅れた場合、納期限の翌日から1カ月を過ぎるまでの期間は年率7・3%、それ以降は年率14・6%の「延滞金」を納めなければなりません。

◆市税等の納付相談を

市税等の滞納に対しては、滞納処分が実施されるだけではありません。国民健康保険税では病院での全額負担、介護保険料では介護サービスの利用制限、水道料では給水の中止など様々な行政サービスの利用の制限がされ、社会的信用を失うことにもなりかねません。

市税等の納付についてなんらかの事情で、納期内に納付

が困難な人は納付方法について、それぞれの担当課に相談してください。

今後も市税や保険料、使用料などの納期内納付にご協力ください。また、便利で安心な銀行口座からの口座振替をぜひご利用ください。

●平成24年度一般会計歳入決算額●

歳 入	
129 億 1 千万円	
市 税	そのほか
26 億 9 千万円	102 億 2 千万円
21%	79%

市税は歳入全体の約21%を占めており、市が行う行政サービスのための重要な財源です。

税務課 収納係

☎42・1291

保育園児募集

平成26年度保育所入所児童の募集を行います。

●【入所申込提出期間・場所】

●提出期間

12月2日(月)～13日(金)

●提出先

福祉事務所 児童福祉係

●【入所申込書配布期間・場所】

申込書などの配布は11月18日(月)から予定しています。

福祉事務所および市内保育所で配布します。

【注意事項】

保育園の入所は、保護者の委託を受けて家庭で保育に欠ける児童を保育するという目的から、児童の保護者および同居の親族等が就労等の事情で児童の保育ができない場合に限られます。

育児・家事および集団教育目的は、入所理由とはなりません。

希望の保育園に入所できない場合があります。必ず第三希望の保育園までご記入ください。

年度途中に満1歳になるお子さんと育児休暇明けなどで5月以降に入所希望の場合も提出期間に申し込みを済ませてください。

●【入所できる年齢】

平成26年4月1日現在で1～5歳の年齢に達している児童です。

ただし、須崎保育園・浦ノ内保育園については6カ月児から入所できます。

【保護者面接】

入所申込書提出の際に、児童の保護者面接を行います。入所申込書は、直接、福祉事務所へ提出してください。面接を受けなかった場合は、申し込みを取り下げたものとして処理することがありますので、ご注意ください。

福祉事務所 児童福祉係

☎42・1229